

契約に関する不適切な要請に関する通報窓口の案内について

神戸市民病院機構（以下「機構」という。）では、契約に関して公正な職務を行うよう、職員に対し周知徹底を図っているところですが、万が一、機構職員から契約に関する不適切な要請があった時は、以下の窓口にて通報をお願いいたします。

通報できる者

- ・ 機構職員から契約に関する不適切な要請を受けた者
- ・ 上記の者が勤務する企業等の役職員

通報の対象

機構が締結した又は締結しようとする物品等の購入契約、その他の契約に関する機構職員からの不適切な要請

通報の方法

- ・ 下記通報先に、不適切な要請の内容を記載した書面の郵送又はEメール・FAXによる送付、窓口への来所や電話での口頭通報など。ただし、直接来所される場合は必ず事前に連絡をお願いいたします。
- ・ 実名での通報をお願いいたします。（ただし、客観的に事実が証明できる資料その他合理的な根拠等が示されている場合は、匿名でも受け付ける場合があります。）

調査の実施及び是正措置

- ・ 調査は、機構のコンプライアンス推進室が必要に応じて実施いたします。
- ・ 調査に当たっては、通報者が特定されないように配慮し、その恐れがある場合は調査方法についてあらかじめ通報者と協議いたします。
- ・ 是正措置も含め、調査の結果は通報者に報告するとともに、必要に応じて該当部署等に所要の改善を求めます。

通報先

法人本部経営企画室総務グループ人材開発チーム

（法人のコンプライアンス推進室を兼ねています。）

所在地：〒650-0047 神戸市中央区港島南町 2-1-11 市民病院前ビル 3 階

電 話：078-940-0155

（受付時間：月～金曜日 8：45～17：30 ※休日及び祝祭日、年末年始等を除く）

F A X：078-306-2870

E mail：compliance@kcho.jp